

### 沖縄鉄軌道技術検討委員会 設置要綱（案）

（名称）

第１条 本委員会の名称は、沖縄鉄軌道技術検討委員会（以下、「委員会」という。）とする。

（設置目的）

第２条 委員会は、沖縄鉄軌道県計画策定の検討に必要な技術専門的判断材料の提供・検討を行う。

（所掌事項）

第３条 委員会は、前条の目的を達成するために、次項に掲げる分野について、技術的観点から検討を行う。

- 1) 交通計画・国土計画
- 2) システム
- 3) 鉄道計画
- 4) まちづくり・景観
- 5) 土木構造
- 6) 地盤工学
- 7) 地下水
- 8) 騒音・振動
- 9) 植物
- 10) 動物
- 11) その他必要とする専門的分野

（委員会）

第４条 委員会は、別表に掲げる学識経験者・専門家からなる委員で構成する。

- 2 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選により選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員会には副委員長を置くこととし、委員長が指名する。
- 5 委員長に事故がある時は、副委員長がこれを代行するものとする。
- 6 委員会は、委員の総数の過半数（テレビ電話の参加含む）をもって成立するものとする。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(第三者性)

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、特定の立場や利害を代表してはならない。

(情報公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報や企業等機密事項等、公開に適さない情報を取り扱う場合は、委員長の判断に基づき、委員会および記録を非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人を識別させる情報や個人の権利利益を害する恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、沖縄県企画部交通政策課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、施行日から、第2条の目的が達成したときまでとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

(別表)

沖縄鉄軌道技術検討委員会  
委員名簿

分野	専門	氏名	所属
交通計画・ 国土計画	都市計画・交通計 画・物流計画	兵藤 哲朗	東京海洋大学 海洋工学部 教授
システム	エネルギーシス テム・制御	古関 隆章	東京大学大学院 工学系研究科 教授
鉄道計画	土木計画、交通計 画、社会資本マネ ジメント	金子 雄一郎	日本大学 理工学部 准教授
まちづくり・ 景観	都市計画、地域計 画、農村計画、住 空間計画	清水 肇	琉球大学 工学部 教授
土木構造	構造工学・地震工 学・維持管理工学	有住 康則	琉球大学 工学部 教授
地盤工学	地盤工学	原 久夫	琉球大学 工学部 准教授
地下水	地質災害、地下水 保全	黒田 登美雄	琉球大学 名誉教授
騒音・振動	建築環境・環境騒 音・環境振動	塩田 正純	元工学院大学 工学部 教授
植物	植物生態学	仲田 栄二	沖縄国際大学 南島文化研究所 特別研究員
動物	動物	戸田 守	琉球大学 熱帯生物圏研究センター 准教授